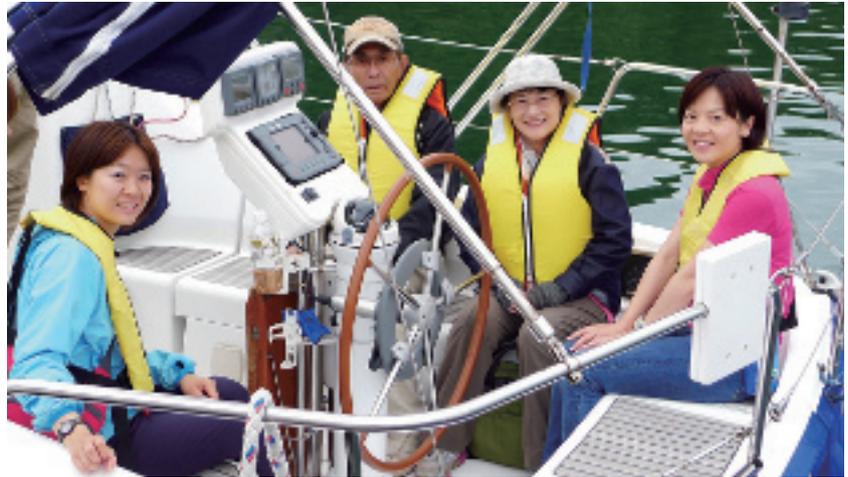


いつもライフジャケットを着用しよう！ ～ライフジャケットの着用義務化に向けて～

まもなく小型船舶の暴露甲板上でのライフジャケットの着用が義務化されます。今までも着用は法令に明記されていましたが、暴露甲板上での着用は努力義務とすることで、船長の良識に任されての運用となっていました。ただ、水中転落時におけるライフジャケット未着用による死亡事故が跡を絶たない現状では、ライフジャケットの着用義務化が最も有効な手段ということで、国土交通省と水産庁が合同で会議を立ちあげ、この方針を導き出しました。小型船舶操縦者（船長）の遵守事項としての着用義務化ですので、着用しない、あるいは同乗者に着用させなかった船長には、違反点数が付され、再教育講習の受講が通知されます。

ライフジャケットの着用率は、漁業関係者が非常に低く、水産庁が様々な着用率向上に向けた取組をしていますが、なかなか効果が上がりません。海上保安庁ではライフジャケット着用率100%、海の犠牲者ゼロを目指して漁業協同組合の女性職員などをLGL（ライフガードレディーズ）としてライフジャケット着用推進員に任命し、啓発活動を行っています。地道な活動が徐々に実を結んではいますが、まだまだ100%には程遠い状況です。一方、プレジャーボートのライフジャケット着用率は、実はそれほど低くはなく、海上保安庁の統計では70%を超えています。それでも100%というわけではありません。



海難に伴う落水事故は、その件数が少ないことから、自分が落水するとは思わない当事者意識の希薄さや、落水時にどうなるかを理解、想像していない危険に対する感性不足といった安全に対する意識の薄弱さがライフジャケットの着用を妨げる根底にあるといわれています。

落水事故は、すぐに助けが来るわけではありません。また、一人でボートに乗っていて落水すると、誰にも気付いてもらえないことだってあります。落水～救助～医療機関へという救命の連鎖（チェーンオブサバイバル）をつなぐためには、まず、自身が浮いていることが前提になります。浮いてさえいれば助かる可能性は高まります。レスキューの基本は、セルフレスキューファースト、つまり自己の安全確保が最優先という意識ですから、ライフジャケットの着用が、自身でできる最も手軽な“自助”の手段なのです。

ライフジャケットは、法定備品として

船舶に搭載するものという扱いを受けてきたため、有事のときにだけ着用するという意識が蔓延しているのかもしれませんが、一昔前に比べれば、随分着やすく、動きやすくなったライフジャケットに求められるのは、水辺の保護具として「常時着用」という環境です。「法律で決まっているから」とか、「誰かに言われたから」ではなく、船に乗るときあるいは水辺で遊ぶときは着用するということが、寒いときには上衣を着るのと同じように、特別なことではない当たり前になれば、溺水事故の防止につながっていくのではないのでしょうか。

今回の義務化は、小型船舶に乗船するときはライフジャケットを常時着用する、というきっかけを与えてくれたのではないのでしょうか。決められたからではなく、自身の安全は自身で守るという高い意識を持って積極的に着用し、楽しいボートライフを送っていただければと思います。